

令和2年12月22日

大田原市立紫塚小学校保護者の皆様

大田原市立紫塚小学校長 藤原 真理子

冬の感染症防止対応について

保護者の皆様には本校の教育活動に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
現在、全国で新型コロナウイルス感染症の感染者が増え続けています。気温と湿度が下がる冬場は、感染のリスクが高まり、より一層の感染症対策への重要性が増します。冬の感染症防止対策について、栃木県で発表しているリーフレットをお届けします。ご覧いただき、一人一人できる限りの予防行動に心がけていただけますようお願いいたします。

26日からの冬季休業中にお子様及び御家族の皆様が感染者または濃厚接触者等になった場合は、下記のように対応をお願いいたします。

記

1 児童が感染者または濃厚接触者等となった場合

(1) 児童が感染者または濃厚接触者と判明した場合には、速やかに学校に連絡をお願いします。12/26～1/4までは、レンタル携帯電話への連絡をお願いします。

(2) 通常の授業実施日中での感染、濃厚接触者と判明した場合、児童は、出席停止となります。(学校保健安全法第19条)

ア 感染者の場合保健所から本人に「入院勧告解除(就業制限解除)の文書」が出た後、これを治癒とし、登校が可能となります。

イ 濃厚接触者の場合

出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間となります。PCR検査等を受け「陰性」であったとしても、2週間は出席停止となります。発熱等の風邪症状がなく2週間が経過した場合は、登校可能となります。

ウ その他(同居者が濃厚接触者となった場合等)

児童に発熱や風邪症状等がある場合には、医療機関で受診の上、自宅で休養をお願いします。その際、保護者の皆様の意向や感染が心配される合理的な理由などから判断し、出席停止措置をとることもできます。(学校教育法施行規則第63条)

2 児童または同居の御家族がPCR検査を受診する場合

児童または同居の御家族がPCR検査を受ける場合は、速やかに学校に連絡をお願いします。

別居の家族がPCR検査を受けることになり、接触があった場合も学校へ連絡をお願いします。

別居の家族との接触がない場合、連絡は必要ありません。

これは、学校には市教育委員会への報告義務があるためです。なお、受診の有無や結果については、情報管理がなされ、関係機関の他に漏洩する心配はありません。

3 その他

学校は、児童が学校生活へ復帰後、偏見や差別を受けることがないように、また、児童が必要以上に不安を抱くことがないように配慮します。心配なことがございましたら、いつでも学校に御相談ください。本校では、引き続き感染症対策に取り組んでいきます。保護者の皆様におかれましても、今後も感染症拡大防止のため、より一層の御協力をお願いいたします。

紫塚小学校

22-2586

※12/28、1/4は学校閉庁日となります。12/29～1/3は、公館庁閉庁となります。

よって12/26～1/4の期間(10日間)は、下記のレンタル携帯電話への連絡をお願いします。

080-8848-5417

窓口 教頭